

○国立大学法人お茶の水女子大学学生寮規程実施細則

〔平成 22 年 3 月 26 日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人お茶の水女子大学学生寮規程（以下「規程」という。）第 21 条の規定に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(寮職員)

第 2 条 国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）学生・キャリア支援チームに所属する職員を「寮職員」とする。

(留学生の定義)

第 3 条 規程及びこの細則において「外国人留学生」とは、大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学を許可された外国人で、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 学部学生
- 二 大学院学生
- 三 研究生
- 四 日本語・日本文化研修留学生
- 五 大学間交流協定に基づく受入れ学生

(入寮定員の内訳)

第 4 条 規程第 4 条に定める国際学生宿舎の入寮定員の内訳は、次のとおりとする。ただし、空室のある場合はこの限りではない。

| 学生の種別 | 定員 |
|----------------|------|
| 本学の学部学生、大学院学生 | 240人 |
| 本学の外国人留学生 | 115人 |
| 他国立大学所属の外国人留学生 | 44人 |

(留学生の入寮期間)

第 5 条 規程第 9 条において定める外国人留学生の入寮期間は以下の表のとおりとする。

| 外国人留学生の種別 | 入寮期間 |
|-----------|--------|
| 学部学生 | 最短修業年限 |

| | |
|------------------|-------------|
| 大学院学生 | 最短修業年限 |
| 研究生 | 2年以内 |
| 日本語・日本文化研修留学生 | 2年以内 |
| 大学間交流協定に基づく受入れ学生 | 1年以内 |
| 他国立大学所属の外国人留学生 | 申請書に記載された期間 |

(入寮申請)

第6条 規程第6条に規定する入寮願(別紙様式第1号)は、小石川寮及び新寮においては別に定める募集期間の最終日までに、国際学生宿舎においては原則として入寮を希望する日の7日前までに提出しなければならない。ただし、入寮申請書類を海外在住等の都合により本人が提出できない場合は、代理者がこれを申請することができる。

(日本人学生申請基準)

第7条 日本人学生の入寮者の申請は、地理的状況を考慮し、次の基準に該当する者を対象とする。ただし、新寮への入寮を希望する者にあつては、この規定は適用しない。

- 一 自宅(生計を一つにする家族の住居)からの通学の所要時間が片道2時間以上の者
- 二 その他の事情により通学困難な者

(日本人学生選考基準)

第8条 日本人学生の入寮者の選考は、前条の申請基準に該当する者のうちから、学生寮ごとに以下の選考基準に基づいて行う。

| 学生寮 | 選考基準 |
|------------------|---|
| 小石川寮及び 国際学生宿舎 | 同一家計内における年間所得状況(国立大学法人お茶の水女子大学授業料免除者選考基準(平成16年4月1日制定)を準用して算出した家計評価額による。)の低い者から順次入寮許可を与える。 |
| 新寮 | 管理運営責任者が別に定める。 |

2 当該年度途中に欠員が生じた場合には、追加募集を行い選考する。

(外国人留学生選考基準)

第9条 外国人留学生の入寮者の選考は、次の各号に定めるところによる。

- 一 申請者数が入寮可能室数に満たない場合は、申請者全員を入寮させる。
- 二 申請者数が入寮可能室数を超える場合は、別表の順位による。

三 前号の場合において、同順位の入寮申請者が入寮可能室数を超える場合は、抽選により決定するものとする。ただし、抽選によることが適当でない認められる場合は、国立大学法人お茶の水女子大学学生委員会において協議するものとする。

四 抽選には、管理運営責任者が指名する者が立ち会うものとする。

(特例措置)

第10条 学資負担者に、風水害、火災等の災害、不慮の事故又は特に考慮すべき事態が生じた場合には、第7条から第9条の規定にかかわらず、入寮を許可することがある。

(入寮許可)

第11条 規程第7条により入寮を許可した者に対しては、入寮許可書(別紙様式第2号)を交付するものとする。

2 入寮を許可された者は、指定された居室に、入寮許可期間の初日から10日以内に入寮しなければならない。ただし、管理運営責任者が特別な理由があると認められた場合は、この限りでない。

(入寮手続)

第12条 入寮を許可された者は、入寮の際、次に掲げる書類を管理運営責任者に提出しなければならない。

- 一 入寮届(別紙様式第3号)
- 二 誓約書(別紙様式第4号)
- 三 保証書(別紙様式第5号)

(入寮期間の延長)

第13条 規程第10条の規定により入寮期間の延長を希望する者は、入寮期間の満了する日の1月前までに入寮期間延長申請書(別紙様式第6号)を管理運営責任者に提出しなければならない。

2 管理運営責任者は、入寮期間の延長を許可したときは、その者に対して入寮期間延長許可書(別紙様式第7号)を交付するものとする。

(寄宿料)

第14条 規程第11条第1項に規定する寄宿料は、毎月20日(当該日が日曜日に当たるときは18日、月曜日でかつ休日にあたる場合は17日、土曜日又は休日に当たるときは19日とする。)までにその月分を本学財務チームに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、月の20日以降に入寮するときは、その月の末日までに、月の20日以前に退寮するときは、退寮日までにその月分の寄宿料を納めなければならない。

(光熱水料等)

第15条 規程第12条に定める光熱水料等は、各居住者で均等に負担するものとする。

2 前項の経費は、旅行、帰省、短期留学及び外泊のため居住しない期間についても徴収する。

3 第1項に定める光熱水料等は、管理運営責任者が指定する期日までに本学施設環境チームに納めなければならない。

(入寮許可の取消し)

第16条 管理運営責任者は、規程第8条の規定により入寮許可を取り消したときは、入寮許可取消通知書(別紙様式第8号)により本人に通知するものとする。

(退寮手続)

第17条 規程第15条第1項に規定する退寮届(別紙様式第9号)は、退寮する日の15日前までに管理運営責任者に提出しなければならない。

(退寮命令)

第18条 管理運営責任者は、規程第16条第1項に基づいて退寮を命ずるときは、退寮命令書(別紙様式第10号)により本人に通知するものとする。

(施設、設備等の確認及び点検)

第19条 入寮者は、居室の施設、設備等について、入寮時には寮職員の立会いのもとに確認を行い、退寮時には寮職員による点検を受け、その指示に従わなければならない。

(旅行・帰省等)

第20条 入寮者が、旅行、帰省、一時帰国及び外泊するときは、事前に旅行・帰省・一時帰国・外泊届(別紙様式第11号)を管理運営責任者に提出しなければならない。

(掲示物の許可)

第21条 入寮者が寮内において掲示物を掲示するときは、事前に管理運営責任者に届け出てその許可を得なければならない。

(連絡協議会)

第22条 委員会と入寮者との連絡を円滑にするため、学生寮ごとに連絡協議会を

設ける。

2 連絡協議会に関する事項については、別に定める。

(雑則)

第23条 この細則に定めるもののほか学生寮の運営に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年3月28日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

別表（第9条関係）

| 順 位 | | 各 順 位 中 の 優 先 順 位 | | | | | |
|-----|------------------|-------------------|------|---|-------|---|--------|
| 第1位 | 大学間交流協定に基づく派遣留学生 | 1 | 学部学生 | 2 | 大学院学生 | | |
| 第2位 | 国費の入学生 | 1 | 学部学生 | 2 | 大学院学生 | 3 | 大学院研究生 |
| 第3位 | 政府派遣の入学生 | 1 | 学部学生 | 2 | 大学院学生 | 3 | 大学院研究生 |
| 第4位 | 私費の入学生 | 1 | 学部学生 | 2 | 大学院学生 | | |
| 第5位 | 国費の在學生 | 1 | 学部学生 | 2 | 大学院学生 | 3 | 大学院研究生 |
| 第6位 | 政府派遣の在學生 | 1 | 学部学生 | 2 | 大学院学生 | 3 | 大学院研究生 |
| 第7位 | 私費の在學生 | 1 | 学部学生 | 2 | 大学院学生 | | |